

南関東防衛局における表彰等に関する達を次のように定める。

平成 19 年 9 月 1 日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

南関東防衛局における表彰等に関する達

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 賞詞及び賞状（第 2 条・第 3 条）
- 第 3 章 感謝状（第 4 条・第 5 条）
- 第 4 章 表彰等審査委員会（第 6 条・第 7 条）
- 第 5 章 雑則（第 8 条 - 第 10 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この達は、表彰等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 49 号。以下「訓令」という。）に基づき、南関東防衛局において実施する表彰等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 賞詞及び賞状

（表彰の対象となる職員及び職員の団体）

第 2 条 職務の遂行に当たり、困難な業務の完遂、業務処理の改善又は合理化等について顕著な功績又は累積の功績があり、他の職員の模範として賞揚に値すると認められる職員又は職員の団体に対しては、その功績の程度により、それぞれの賞詞又は賞状を授与することができる。

2 運転手の車両無事故表彰については、車両無事故表彰の取扱いについて（通達）（防人第 5411 号。39.10.15）に定めるもののほか次のとおりとする。

(1) 運転手が無事故で車両を運転し、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、平素の勤務成績が良好である場合には、当該アからエまでに掲げる賞詞を授与することができる。

ア 南関東防衛局における引き続き在職期間に運転者として、2 万キロメートル以上無事故運転を行った者 第 5 級

イ 南関東防衛局における引き続き在職期間に運転者として、4 万キロメートル以上無事故運転を行った者 第 4 級

ウ イの賞詞を授与されたのちには、4 万キロメートル以上無事故運転を行ったごとに第 4 級

エ 南関東防衛局における引き続き在職期間に運転者として、永年にわたり、無事故で長距離（35万キロメートル以上）を走行し、かつ、勤務成績が極めて良好で特に他の模範となった者 第3級

- (2) 前号に定める無事故の走行距離の計算については、トラック又はマイクロバスを運転した場合は、0.75キロメートルをもって1キロメートルとする。  
(賞詞及び賞状の上申)

第3条 賞詞にあつては、部長及び労務管理官並びに防衛事務所長（以下「部長等」という。）が、また、賞状にあつては、表彰の対象となる職員の団体の長が、それぞれ前条に定める賞詞又は賞状の授与に該当すると認めた場合には、功績事実を正確に審査し、南関東防衛局長（以下「局長」という。）に、表彰について上申するものとする。

2 前項の上申理由となった功績の対象となる期間（以下「功績対象期間」という。）については、別表に定める「功績対象期間等」によるものとする。ただし、表彰に該当する事実があり、速やかに表彰することが適当と認められる場合には、その都度上申するものとする。

3 第1項に定める表彰の上申について必要な様式は、別記第1号様式から別記第3号様式までに定めるところによるものとする。

### 第3章 感謝状

(感謝状の贈与)

第4条 感謝状は、次の各号に該当する者に贈与するものとする。

- (1) 次の事項について、南関東防衛局に協力し、又は援助して、その功績が著しいと認められる隊員以外の者又は団体

ア 防衛施設の取得及び管理

イ 装備品等の調達及び管理

ウ その他南関東防衛局の所掌業務の遂行に必要な事項。ただし、自衛官の募集事務に関するものを除く。

- (2) 当該功勞について、概ね5年以上の実績を有すること。ただし、特に必要がある場合については、この限りでない。

(感謝状の上申)

第5条 部長等は、前条に該当すると認められる場合には、局長に上申するものとする。

2 上申期限は、8月31日とする。ただし、功勞に該当する事実があり、速やかに贈与することが適当と認められる場合には、その都度、上申するものとする。

3 第1項に定める感謝状の上申について必要な様式は、別記第4号様式から別記第7号様式までに定めるところによるものとする。

## 第4章 表彰等審査委員会

### (表彰等の選考)

第6条 第3条及び第5条の規定により上申のあった表彰等事案について審査するために、南関東防衛局に表彰等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長、委員及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 局次長

委員 各部長

幹事 総務課長

3 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

4 幹事は、委員会の運営に関して委員長を補佐する。

5 委員長は、必要と認めた場合には、表彰等事案に係る関係課長等の出席を求め、当該事案について意見を聞くことができる。

6 委員会の庶務は、総務部総務課において行うものとする。

### (表彰等事案の決裁)

第7条 表彰等される者又は団体の決定は、委員会において審査された事項について、局長の決裁を得て行うものとする。

## 第5章 雑則

### (表彰等の実施)

第8条 賞詞及び賞状の授与は、原則として、自衛隊記念日に行うものとし、南関東防衛局から転出する自衛官にあっては転出する日の前日に行うものとする。ただし、局長が特に認めた場合には、この限りでない。

2 感謝状の贈与は、原則として、自衛隊記念日とする。ただし、局長が特に認めた場合には、この限りでない。

3 賞詞及び賞状は、局長が授与するものとする。ただし、防衛事務所にあっては防衛事務所長が伝達することができる。

4 感謝状は、局長が贈与するものとする。ただし、局長が特に認めた場合には、この限りではない。

### (防衛功労賞)

第9条 第3級賞詞を授与される職員に対しては、第3級賞詞に添えて第3級防衛功労賞を授与する。

### (実施の細目)

第10条 この達の実施について必要な細目は、総務部長が定める。

## 附 則

1 この達は、平成19年9月1日から施行する。

- 2 この達の施行日前の横浜防衛施設局及び装備本部横浜支部における功績は、それぞれ南関東防衛局における功績とみなす。

別表（第3条関係）

	自 衛 官		事 務 官 等
<p>表彰 実施日</p> <p>項 目</p>	<p>自衛隊記念日 (11月1日)</p>	<p>南関東防衛局から 転出する日の前日</p>	<p>自衛隊記念日 (11月1日)</p>
<p>功績対象期間等</p>	<p>前年度の9月1日 から当該年度の8 月31日までの間 を対象とする。</p>	<p>南関東防衛局から 転出する日以前の 通算勤務期間を対 象とする。</p>	<p>前年度の9月1日か ら当該年度の8月3 1日までの間を対象 とする。  (ただし、累積の功 績にあつては、当該 年度の8月31日以 前の通算期間を対象 とする。)</p>
<p>上 申 期 限</p>	<p>9月20日</p>	<p>南関東防衛局から 転出する日の2週 間前</p>	<p>9月20日  (ただし、無事故運 転による表彰は10 月1日とする。)</p>

(別記)第1号様式(第3条関係)

職務の遂行に当たり功績のあった表彰候補者名簿

推薦 序列	所属・官職	官名・級	氏 名 (生年月日)(歳)	功 績 の 大 要	所属長の意見 (表彰の区分)	備 考 (職員の履歴) (表彰受賞歴)

第2号様式(第3条関係)

職務の遂行に当たり功績のあった表彰候補団体名簿

団体名:

代表者名:

所属・官職	官名・級	氏名 (生年月日)(歳)	功績の大要	上申理由	備考

第3号様式(第3条関係)

無事故運転者表彰被表彰者推薦名簿

所 属	官名・級	氏 名 (生年月日)(歳)	賞詞の種類	計算等(功績の大要)	備 考

注:「第3級賞詞」「第4級賞詞」「第5級賞詞」の順に記入すること。



第4号様式（第5条関係）

個人功勞調書

ふりがな 氏名
生年月日（満年齢）
職業 役職等
本籍
現住所
功勞の概要
功勞が部内及び部外に与えた影響
その他参考事項

- 注：1 「功勞の概要」及び「功勞が部内及び部外に与えた影響」欄は、具体的、詳細に記入すること。特に、数量、金額等をもって表す事項については、別紙、別表を添付する等により、具体的、詳細に作成すること。
- 2 規格は、A列4番とする。

第5号様式（第5条関係）

履 歴 書

1 氏 名 :

2 生年月日 :

3 本 籍 地 :

4 現 住 所 :

5 経 歴 :

(1) 学 歴

(2) 職 歴

6 過去における表彰等

第6号様式（第5条関係）

団 体 功 労 調 書

ふりがな 団 体 名
代 表 者 役 職 ・ 氏 名
団 体 の 所 在 地
団 体 の 規 模 事 業 の 概 要
功 労 の 概 要
功 労 が 部 内 及 び 部 外 に 与 え た 影 響
そ の 他 参 考 事 項

注：1 「功労の概要」及び「功労が部内及び部外に与えた影響」欄は、具体的、詳細に記入すること。特に、数量、金額等をもって表す事項については、別紙、別表を添付する等により、具体的、詳細に作成すること。  
2 規格は、A列4番とする。

第7号様式（第5条関係）

事業経歴書

団体の名称	法的 根拠	規 模			事業内容	備考
		活動範囲	役職等 構成	年間予算		